

転入された方へ

【新しい住宅に住み始めた日から、14日以内に役場に転入届をして下さい。】

正当な理由なく14日以内に届出をしないと5万円以下の過料に処せられることがあります。

【転入手続きに必要なもの】

・本人であることが確認できる証明書等

1点確認：免許証、パスポート、マイナンバーカード等

2点確認：保険証、年金手帳、顔写真なし住基カード等

*届出人が変更される世帯の方ではない場合、委任状が必要になります。

・印鑑（必要な場合があります。下記項目をご参照下さい。）

平成24年7月9日より外国人の方も、転出届・転居届・転入届が必要となりました。
在留カード(※)又は特別永住者証明書(※)とパスポートを持って手続き下さい。
(※みなし期間中は外国人登録証明書で可)

・・・・・・・・・・その他、下記に該当する方は手続きを行って下さい・・・・・・・・・・

項目	手続きに必要なもの	転入で発生する手続き内容	手続き課
国民健康保険に加入される方	<ul style="list-style-type: none"> ・前住地市区町村で国民健康保険に加入されていた方は、転出証明書の国保欄に有と記載があるかを転入届時に確認させていただきます。 ・社会保険離脱と同時に転出され、当村で国保へ加入される方は社保喪失日が確認できる書類をご持参ください。 	<p>当村の国民健康保険被保険者証を交付します。旧保険証は前住地市区町村へお返しください。 ※高齢者受給者証対象の方は高齢者受給者証も交付します。旧高齢者受給者証は前住地市区町村へお返しください。</p>	住民生活課 0155-52-2112
国民年金に加入している方及び国民年金を受給している方		国民年金被保険者住所変更届をご提出ください。	
印鑑登録をされる方	<ul style="list-style-type: none"> ・登録される印鑑 ・本人確認書類(免許証等) 	改めて当村で登録手続きを行ってください。 ※代理で登録手続きされる場合は委任状が必要となります。	
小学校就学前のお子様がいる方	<ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ・保護者の保険証の写し ・通帳の写し 	乳幼児医療費受給者証を交付します。旧乳幼児医療費受給者証は前住地市区町村へお返しください。その年の1月1日時点で住んでいた住所地市区町村からの所得証明書が必要です。	
小学生から高校生までのお子様がいる方	<ul style="list-style-type: none"> ・お子様の保険証の写し ・通帳の写し 	子ども医療費受給者証を交付します。 ※当村独自の制度となります。	
児童手当を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・所得証明書 ・扶養義務者とお子様の健康保険証の写し ・通帳の写し 	認定請求日の翌月から当村で支給いたします。認定請求月については前住地市区町村から支給されます。転入してから15日以内の手続きが必要です。転入届出時に不足書類がある場合など、手続きが遅れるときは、後日子育て応援課でお手続きください。	
住民税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者保険料について		住民税については、毎年1月1日住所地市区町村へ住民税を納入することとなりますので1月2日以降の転入の方の場合は特に手続きはありません。 介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料については、転入手続き後に対象となる方へ納付書を送付いたします。	
村内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方		手続きはありません。	
軽自動車(4輪)をお持ちの方		十勝管内から転入された方は帯広地区軽自動車検査協会(TEL050-3816-1768)へ、管外から転入された方は管轄の「軽自動車検査協会」へご確認ください。	
125cc以下の二輪車をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・印鑑 	税務担当で登録手続きを行ってください。	
126cc～250ccの二輪車をお持ちの方		十勝管内から転入された方は帯広地区軽自動車協会(TEL0155-33-3154)へ、管外から転入された方は管轄の「軽自動車協会」へご確認ください。	
251ccを超える二輪車をお持ちの方		十勝管内から転入された方は帯広運輸支局(TEL050-5540-2006)に確認し所定の手続きを、管外から転入された方は管轄の「運輸支局」へご確認ください。	
飼い犬の登録変更	<ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の鑑札 	転入してから30日以内に、「犬の登録内容変更届」及び「犬の登録」の手続きを行ってください。手続き後に更別村の鑑札を交付します。	

項目	手続きに必要なもの	転入で発生する手続き内容	手続き課
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	・道外から転入された方のみ、前住地市区町村で交付された負担区分等証明書をご持参ください。	新しい住所が記載された後期高齢者医療被保険者証を交付します。旧後期高齢者医療被保険者証は前住地市区町村へお返しください。	保健福祉課 0155-53-3000
介護保険の要支援・要介護認定を受けている方	・介護保険被保険者証	新しい住所が記載された介護保険被保険者証を交付します。前住地市区町村で発行された介護保険被保険者証をお持ち下さい。	
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・お持ちの手帳 ・印鑑	新しい住所を記載しますのでお持ちください。(なお、札幌市及び道外から転入された方は、住所変更手続き後その場で記載できない場合がありますのでご了承ください)	
ひとり親医療費受給者証をお持ちの方	・印鑑 ・所得証明書 ・戸籍謄本 ・保険証の写し	新しい住所が記載されたひとり親家庭受給者証を交付します。旧受給者証は前住地市区町村へお返しください。 ※更別村では交付対象にならない場合があります。	
重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	・印鑑 ・所得証明書 ・身体障害者手帳など ・保険証の写し	新しい住所が記載された重度心身障害者医療費受給者証を交付します。旧受給者証は前住地市区町村へお返しください。 ※更別村では交付対象にならない場合があります。	
妊産婦の方	・母子健康手帳	妊婦さん～改めて妊婦一般健康診査受診表を交付します。前住地市区町村から発行されたものは住所異動後は使用できませんのでご注意ください。 妊産婦さん～保健師から母子事業の説明があります。	
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方	・印鑑 ・証書	住所変更の届出が必要です。	子育て応援課 0155-53-3700
どんぐり保育園の利用を希望される方	・印鑑 ・所得証明書(源泉徴収票の写しでも可)	入所申請が必要です。なお、入所要件を確認するにあたり、勤務先事業所に雇用証明書により証明していただく等の手続きが必要になることや、保育園が定員を超えて入所している状況ですので、入所判定に1週間ほど時間がかかります。	
学童保育所の利用を希望される方	・印鑑	入所申請が必要です。なお、入所要件を確認するにあたり、勤務先事業所に雇用証明書により証明していただく等の手続きが必要になることや、学童保育所が定員を超えて入所している状況ですので、入所判定に1週間ほど時間がかかります。	
幼稚園を利用している方	・印鑑	入園となる幼稚園に入園手続きを行ってください。 ・更別幼稚園 0155-52-2363 ・上更別幼稚園 0155-52-2470	
小学校、中学校に在学しているお子様をお持ちの方	・印鑑 ・在学証明書 ・教科書給与証明書 ・転入学通知書	教育委員会にて手続きを行ってください。	教育委員会 0155-52-3171
公営住宅に入居を希望される方	・印鑑 ・所得を確認できるもの	入居申請が必要です。	建設水道課 0155-52-5200
水道・下水道を利用される方		使用申込手続きが必要です。	
浄化槽を利用される方		使用申込手続きが必要です。	
マイナンバーカードをお持ちの方	・マイナンバーカード ・暗証番号(数字4桁、英数字6～16桁)	住所変更・カード継続利用の手続きが必要です。	住民生活課 0155-52-2112
防災行政無線戸別受信機の貸付について ※全世帯主の方及び別棟で貸出しを受ける方		印鑑を持参の上、転入時に請書をご記入ください。受信機設置済住宅以外に入居の方は、総務課で受信機を貸し出しいたします。 〔受信機設置済住宅 公営住宅、定住化促進住宅、役場独身寮、小中教員住宅、更高教員住宅、JAコーポアミーイ、日甜社宅、マルハニチロ北日本社宅、駐在所、医師 住宅〕	総務課 0155-52-2111

- ・転籍(本籍地異動)を希望される方は、転入の届出だけでは本籍地は異動しませんので改めて手続きを行って下さい。
- ・通知カードまたは個人番号カードをお持ちの方は、新しい住所の追記が必要となるため、手続きの際ご提示ください。また、前住所地市区町村で個人番号カード交付申請書はすでに提出したが個人番号カードをまだ受領していない方につきましては、更別村で再度交付申請の手続きが必要となります。

<町内会加入について>

あなたの行政区(町内会)の区長又は班長へ、加入希望の旨をお伝え下さい。加入された場合は、広報や行政配布物等がご自宅へ配布されます。加入されない場合は、毎月10日に配布物を役場へ受け取りに来て下さい。

更別村役場住民生活課 戸籍窓口係 (役場1階窓口)
電話 0155-52-2112
FAX 0155-52-3286
e-mail jyumin@sarabetsu.jp